

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 4 日

各都道府県民生主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

緊急小口資金等の特例貸付にかかる相談があった場合の対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付については、「緊急小口資金等の特例貸付の申込にかかる受付開始日について（周知）」（令和 2 年 3 月 1 3 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、本年 3 月 2 5 日より市町村社会福祉協議会で申込の受け付けを開始していただくようお願いしていたところです。

2 5 日以降、本特例貸付にかかる相談が本格的に始まる中、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関、福祉事務所等の自治体の相談窓口、関係機関・関係団体等の市町村社会福祉協議会以外の相談窓口にも相談者が訪れることも予想されます。

その際は、別添のパンフレット例も参考としていただき、相談・申請窓口である市町村社会福祉協議会の連絡先や貸付手続きの流れなどを紹介し、また、緊急の貸付が必要な場合には、市町村社会福祉協議会に連絡をしていただくなど、きめ細かな支援を行っていただくよう、お願いします。

本事務連絡については、管内市町村、社会福祉協議会及び社会福祉法人並びに社会福祉協議会へ事業委託又は補助している部局のほか、生活困窮者自立支援制度の担当部局及び自立相談支援機関（委託事業者も含む）、その他の関係機関・関係団体への周知をお願いします。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室相談支援係
TEL : 03-5253-1111（内線 : 2231）
FAX : 03-3592-1459
MAIL : shikin@mhlw.go.jp